

(様式4 実施結果の公表)

つくば市障害福祉計画(第5期)  
つくば市障害児福祉計画(第1期)(案)の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年3月  
つくば市保健福祉部障害福祉課

## ■ 意見集計結果

平成29年12月1日から平成30年1月9日までの間、つくば市障害福祉計画(第5期)つくば市障害児福祉計画(第1期)(案)について、意見募集を行った結果、8人(団体を含む)から67件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	1人
ファクシミリ	1人
電子申請	6人
合計	8人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 障害福祉計画の概要(P1~10) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本理念(P6)について、権利条約では、医学モデルから社会モデルへ、他の者との平等を基礎としています。 「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」「完全参加と平等」は、条約の理念とは違うと思います。	1件	本計画は、本市の障害のある人のための基本計画であるつくば市障害者計画の実施計画に位置付けられますので、本計画の基本理念は、当該基本計画と整合を図ったものとしています。 なお、次のつくば市障害者計画策定の際に、批准された障害者権利条約や新たに制定された各法律の趣旨を踏まえて検討させていただきます。

### ○ 障害児・障害者等を取り巻く状況(P11~17) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「第2章 障害児・障害者等を取り巻く状況」(P11)に「第4節 つくば市の課題」または「計画策定に向け	1件	本計画は、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスに関する今後3年間の見込量を設定することを主な目的とした

	た課題」という節を追加するとよいと思います。		実施計画です。御意見は、障害者計画策定の際に参考とさせていただきます。
2	障害支援区分認定者の状況(P15)について、障害種別の区分状況も記してほしい。	1件	障害種別も記載します。  (修正の内容参照)
3	障害のある児童・生徒の状況(P15)で、公立小・中学校特別支援学級及び児童・生徒数の推移について、小中学校の情緒学級が急増していますが、支援学級担任の確保は出来ているのでしょうか。	1件	公立小中学校については、県の教員配置基準に基づき、教職員が県から派遣されています。特別支援学級についても学級数に応じた担任数が県から派遣され配置されることとなります。

○ 障害福祉に関するアンケート(P18~36) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	回答率が低いことに加え、障害種別も年齢層も細分化されてなく、各属性の中での移行が見えてこない。施策に関する意向調査はできる限り多くの該当者に対して継続して行われることを望みます。	1件	今回調査の回答率は、前回調査を1ポイント上回りましたが、今後、調査項目の継続性・必要性和回答いただく負担を考慮しつつ、より多くの回答が得られるよう、また得られた回答からより豊富な情報が得られるよう検討を進めてまいります。
2	障害福祉サービスに関するアンケート(P25)について、質問内容が専門的で質問も多く回答しにくいものがありました。回答期間も短く、回答結果が誘導されるものも多かったと聞いています。アンケート項目が悪いと思います。	1件	調査の継続性を考慮した結果ですが、より分かりやすい調査となるよう、参考とさせていただきます。
3	現在利用しているサービスと今後利用すると考えるサービス(P26)では、サンプルの偏りを考慮に入れ、各サービスの対象者ごとに算出されるべきではないでしょうか。	1件	こちらの質問項目は、障害福祉サービス等に対する全体的な期待度を示すために設けたものですが、今後のアンケートづくりや分析に際し、参考とさせていただきます。
4	相談等(P27)についてですが、市の相談窓口ではなく、県の相談窓口が県南地区にない。月に1回でも巡回でもよいので県の窓口が設置されることを望みます。(特別支援学校、差別解消の窓口等	1件	県南地区への県の相談窓口の設置については、県に働きかけをしてまいります。また、特別支援学校については、特別支援教育推進室に、差別解消については障害福祉課に御相談ください。
	災害時の対応(P31)についてで		障害者に対する地域の理解、協力が

5	すが、発達障害、療育手帳で「できない」が高率となっている事に驚きます。重度の知的障害や重度自閉症などを除き、こうした人が災害時に一人で避難できないとしたら、日頃の自立を促す支援体制にも問題があると感じます。	1件	必要であることから、今まで以上に障害者支援について周知してまいります。 つくば市では、地域防災計画を定めておりますので、関係部署と協力し、地域を含めた避難訓練など防災・災害対策の参考とさせていただきます。
6	障害者福祉タクシー券(P35)について、90%近くの人が利用していない。TXやバス等にも利用できる社会参加を促進するような仕組みの変更が必要だと思う。	1件	障害者福祉タクシー券については、障害者手帳1級から4級、療育手帳O・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方で自動車税や軽自動車税の減免を受けていない在宅の方に交付しています。 今後、アンケートの結果を踏まえ、よりよい制度となるように検討してまいります。

○ 団体ヒアリングの主な調査結果(P37~40) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	児童発達支援センター(P39)のヒアリング結果についてですが、どのような設問で「医療型」が多く選択されたか、その根拠となる数値等の明示をお願いします。 また、医療と教育がシームレスに連携したワンストップサービスのセンターとなることを期待します。	1件	設問については、児童発達支援センターについて、「種類(福祉型・医療型)についての希望」との設問で意向を伺いました。団体ヒアリングを13団体に実施し、医療型を希望している団体は7団体でした。 今後、ワンストップサービスのセンターについては、期待に応えられるように努力してまいります。
2	保護者支援の「ペアレントトレーニング(P39)について」についてですが、具体的な意見内容の開示を望みます。実施の仕方を再考するの意味がわかりません。現状どうで何を「再考」するのか疑問です。	1件	「ペアレントトレーニングの対象者の受講時期等がよくない。対象者が限定されすぎている。年少・年中で受けたかった。」等の意見がありました。 現在は、福祉支援センター利用者を対象に各センター5名定員で実施しています。年齢については、年少から年長に拡大して募集を行っています。人数、時期等についての見直しが求められています。
	今後の活動方針(P40)について、「学校での命の教育の取り組みの		ヒアリング対象団体のひとつから、期待と協力するとの表明がありました。

3	充実が、期待とともに協力表明されています。」の文章がわからない。誰が期待して、誰が協力表明しているのか。文章の再考をお願いします。	1件	文章については、「学校での命の教育の取り組みの充実を期待するとともに、協力を表明された団体がありました。」と変更します。 (修正の内容参照)
---	---	----	---

○ 介護給付(P42～51)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	居宅介護(2015年)(P43)について、利用者は増加しているが、利用時間が減少している。現状、サービス提供事業者が十分だとは言えない。数値だけでなく、サービス量の確保もお願いしたい。事業所の不足に対するの対策を明記してほしい。	1件	事業所の不足に関しては、全国的な課題と認識しております。今後、現状の課題について、新規の事業所が参入できるよう国・県へ働きかけをまいります。
2	重度訪問介護(P44)については、利用者一人に対して利用時間が多くなり、新規で利用開始がしにくいいため、より一層の充実と利用者の増加を考慮してください。	2件	事業所の不足に関しては、全国的な課題と認識しております。今後、現状の課題について、新規の事業所が参入できるよう国・県へ働きかけをまいります。
3	同行援護(P45)について、「利用できない」「ガイドヘルパーの質が低い」などの声を聴くことがあるが、ガイドヘルパーの養成講座などのつくば市での開催や、サービス提供事業所の充実などを検証の中に明記してほしい。	1件	貴重な御意見として参考とさせていただき、ガイドヘルパーの研修につきましては、つくば市での研修等の開催について、県に働きかけをまいります。
4	行動援護(P46)については利用者がいないが、希望は本当になく、提供事業者は十分にあるのでしょうか。事業所の資格要件の緩和が課題ではないのでしょうか。利用可能な人にサービス内容が周知されているのでしょうか。利用できる環境整備を明記してほしい。	2件	市内にサービス提供事業所は3事業所あります。相談支援事業所とともに、サービス利用の周知と説明をより丁寧に行うよう努めてまいります。
5	短期入所(P48)は、身体障害系の事業所は少なく、医療的ケアの必要な人を受けられる施設はないと言っても良い状況です。ニーズが大きいは明記されていますが、障害種	1件	身体系施設の不足につきましては認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。

	別格差の大きいサービスでもあるので、医療系のみならず、身体障害系の施設の充実も書き込んで欲しい。		
6	生活介護(P50)について、特に身体障害系の事業所の確保を明記して欲しい。	1件	今後も、多様な障害に対応する事業所の新規参入を促進してまいります。
7	施設入所支援(P51)について、入所者の削減目標のための取り組みについて言及がない。どのように取り組むのか記入して欲しい。	1件	地域移行支援、地域定着支援を活用し、相談支援事業所及び事業所と連携し進めてまいります。
8	施設入所支援(P51)について、地域移行を推進する国の政策は理解できるが、横這いということは、交代は退所によるもの以外にないことが予想されます。難しいことは承知の上で、新規参入を促してサービス量の確保をして欲しい。	1件	事業者から施設設置のご相談があった際には積極的に支援を行ってまいります。

○ 訓練等給付(P52~59)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	訓練等給付でのグループホームとは体験訓練などのことを指していると推測します。P58に利用実績としてのグループホームの項目があるので、その由を明記する必要があると思います。	1件	P58の共同生活援助(グループホーム)の支給決定は、訓練等給付の一部となっております。
2	就労移行支援(P54)は、一般就労や就労支援Aにつながる状況を増やさなければ、利用は増えないし使いにくいと思います。ここに明記することは難しいとは思いますが、サービス内容を見直して、収入確保や就労後のケアも入れていかなければならないということに触れて欲しいと思います。	1件	就労後のケアについては、就労定着支援等の活用を進めてまいります。
3	就労定着支援(P57)は、就労移行支援との連携で、同一事業所で行えるようになると思う。これからの事業なので期待しています。	1件	国の方針では、既存の就労系サービスを提供している事業者が行う予定となっております。

4	共同生活援助(P58)では、ケアホームと言われる施設整備が必要な方たちの居住としては、コスト面の問題で広がらない傾向があります。民間事業所で全て賄うのは困難で、公との共同事業や委託事業でなければ参入は難しい。この計画で書き込むことは難しいかもしれませんが、考慮ください。	1件	「つくば市障害福祉計画」「つくば市障害児福祉計画」は、障害児者に対する障害福祉サービス等の提供に係る具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す計画です。国の「基本的指針」を踏まえ、サービスの見込量を定めています。
5	自立生活援助(P59)についてですが、グループホームへは家賃の補助があるが、自立生活への家賃の補助がないのはいかがなものかと思えます。ぜひ配慮ください。	1件	貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○ 相談支援(P60~62)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	相談支援(P60)については、ケアプラン策定に関しての周知をお願いします。今後は児童のケアプラン作成をセルフではなく、相談支援事業所を利用することを勧めてください。すべての利用者に「相談支援事業所を介した」プランが作られることを目標として欲しい。	1件	現在も周知を行っておりますが、今後もサービス利用の説明をより丁寧にするよう努めてまいります。
2	地域移行支援(P61)で、実績が0であるが進捗しない理由とどのように改善していくのか記入する必要があると思う。	3件	進捗しないことは認識しており、今後、施設、医療機関、相談支援事業所等と連携を図るとともに、制度を周知してまいります。
3	地域移行支援(P61)で居宅介護や重度訪問介護の利用が増えるかもしれないので、それを踏まえた計画を立てて欲しい。	1件	地域移行につきましては、国の指針に基づいて進めております。居宅介護や重度訪問介護の計画値につきましては、実績に基づいて設定しておりますが、サービスの制限を加えるものではありません。
4	地域移行支援(P61)は地域での生活ができるだけの受け皿ができないと難しいと思う。今後、居宅介護や共同生活介護の充実を図り、移行できる状況を作ってください。	1件	受け皿には障害福祉サービスのみならず、医療などの充実も必要であると認識しております。今後、施設、医療機関、相談支援事業所等と連携を図るとともに、制度を周知してまいります。

5	地域定着支援(P62)について、実利用者数が0であるが、進捗しない理由とどのように改善していくのか記入する必要があると思う。	2件	進捗しないことは認識しております。今後、施設、医療機関、相談支援事業所等と連携を図るとともに、制度を周知してまいります。
6	地域定着支援(P62)については、公の事業よりも、民間の地域定着のボランティア活動のほうが気軽に利用できるの、「地縁関係」の利用で十分です。	1件	貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○ 障害児に対するサービス(P63~68)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	児童発達支援(P63)放課後等デイサービス(P65)についてですが、民間事業所の質のバラツキが大きいことを前提に、(新規参入時の審査・定期的な実態調査や研修の義務化等)質の維持向上について継続的な検証をお願いします。	1件	今年度から国の指針に基づいた県条例の一部改正により、児童発達支援管理責任者の要件見直しや、人員及び運営に関する基準が改正されました。放課後等デイサービスについては、自己評価の公表が義務付けされ、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない規定が定められました。このことにより、事業所においては今まで以上に適切なサービスが提供され、質の向上にもつながっていくものと認識しております。
2	医療型児童発達支援(P64)についてですが、事業所がないと明記してあるのに計画の数値が上がっています。具体的な対応策を明記してください。	1件	県外の事業所を利用することを考慮しています。
3	放課後等デイサービス(P65)についてですが、前計画の検証及び今後の見込についても利用増が見込まれています。P26のアンケート結果の利用意向とは整合していない気がします。	1件	今後も利用増が見込まれるサービスであると考えられます。貴重な御意見として参考とさせていただきます。
4	保育所等訪問支援(P66)について、保育所の希望で動くのか、保護者の希望で出来るのかで大きく変わると思います。巡回指導などがないと難しいと思います。	1件	保育所等訪問支援が必要となる保護者に対して、障害児相談支援事業者を介し、周知してまいります。巡回相談については、障害福祉課の臨床心理士が保育所等の巡回相談を行っております。

5	障害児相談支援(P68)について、施設の雰囲気や自分の子供に合うかどうかの確認や実際に施設の雰囲気などを確認するように保護者へ勧めてください。	1件	保護者の方から相談があった際には、見学や体験利用等を御案内していますが、今後も相談支援事業所と連携し周知に努めてまいります。
---	---	----	--

○ 地域生活支援事業(P69～P85)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域生活支援事業(P69)についてですが、障害者計画(第5期)と障害児福祉計画(第1期)との位置づけが解りにくいです。どちらに含まれるのでしょうか。別物ならば、その表紙に明記する必要があるのではないのでしょうか。	1件	地域生活支援事業は障害児・者が利用するサービスを網羅しており、「つくば市障害福祉計画(第5期)」にも「つくば市障害児福祉計画(第1期)」にも含まれるものとなっています。
2	理解促進事業(P69)として、チャレンジアートフェスティバルは入らないのですか。明記して欲しいと思います。	1件	代表事例として「おひさまサンサン生き生きまつり」を取り上げましたが、他にも「チャレンジアートフェスティバル」や虐待防止に向けた啓発活動などを実施しております。 今後の参考とさせていただきます。
3	自発的活動支援事業(P69)の3団体はどこのことですか。	1件	本計画には固有名詞の掲載をしておりますませんが、事業の趣旨に照らして、市内で障害のある人やそのご家族、地域住民の方々が、障害のある人のために活動を行っている団体です。
4	相談支援事業(P70)についてですが、相談支援事業があちこちでしてくるので、P60, 68, 70を整理してください。ここへきて初めて分類や説明があるのは混乱します。	1件	それぞれの相談支援事業は別のものです。P41の図でサービスの全体をお示ししております。
5	意思疎通支援事業(P74)についてですが、手話、要約筆記のみが意思疎通ではありません。筆談やコミュニケーションツール等道具を使うコミュニケーションについて、補装具や日常生活用具としての補助を配慮してください。	1件	意思疎通を支援するための補装具、日常生活用具につきましては、手帳に記載された障害種別及び等級に応じて支給・給付を行っております。
	i-padなどのコミュニケーションツールへの補助は出ているのでしょうか		タブレット端末につきましては、一般に普及しているものであり、日常生活用具

6	か。手帳に記載がなければならないという規制はなくなったのでしょうか。	1件	の要件に沿わないと考えられるため、補助対象としておりません。 また、日常生活用具を給付するにあたり、その用具が必要であるという申請者の状況を客観的に判断するための要素の一つとして、手帳の障害種別や等級を確認しております。
7	移動支援事業(P80)は、サービス量が限定されていて使いにくいと思う。利用者が固定的で、単価も低いので、積極的なサービス拡大を見込めないと思う。積極的な利用を促進してください。	2件	現在、13の移動支援サービスの事業者と協定を締結しております。今年度も近隣の事業者との協定締結を行っており、今後も市内事業者及び近隣事業者の事業への参入を進めてまいります。 単価設定については、利用者や事業者等の要望を踏まえ近隣市町村の事例等を参考にしながら調査研究を行ってまいります。
8	障害者虐待防止対策支援事業(P85)についてですが、「相談してくれば、改善に向けて努力する」など具体的な対応策を提示してください。	1件	障害者虐待防止の適切な支援を行うため、24時間対応で相談体制を確保しております。貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○ 平成32(2020)年度における計画値の設定(P86～88)について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	唐突に平成32年度の計画値の設定(P86)と出ています。この設定の項目が何を目的として別立てなのでしょう。個々を重点的にあげていくために何が必要なのかの説明がほしい。	1件	国が示す指針に沿い、別立てでお示ししています。
2	地域生活への移行(P86)は、受け皿が必要です。具体的に当事者も交えた検討会が必要になります。検討ください。	1件	地域生活の移行につきましては、当事者や御家族及び相談支援事業所等と、十分に検討しながら進めてまいります。
3	地域包括ケアシステムの構築(P86)は、当事者が保護者などをメンバーに入れて協議会を設置してください。	1件	今後、市として地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。その際は当事者や保護者の方のご意見を伺いながら進めてまいります。
	地域生活支援拠点等の整備(P87)は、公的機関での整備を計画し		生活支援拠点の整備については、公的機関での整備を考えています。

4	ているのでしょうか。現存の自立生活支援センターではいけない理由は何ですか。	1件	当該項目に係る整備については、本計画にお示したように、①総合的な相談機能、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えることが求められます。
5	福祉施設から一般就労への移行等(P87)について、社会全体の障害者への理解を進めないことには就職しても続かないだけです。各種企業や事業所に、雇用の注意や特典などを周知することも重要です。	1件	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等障害者就労の支援に係る関係機関と連携を図りながら進めてまいります。
6	児童発達支援センター(P88)について、1箇所の設置だけでなく、STやOTに特化した施設の新設を希望します。	1件	児童発達支援センターにつきましては、市長公約として設置の検討をしておりますので、皆様のご意見をお伺いしながら進めてまいります。
7	児童発達支援センター(P88)について、常勤・非常勤を問わず、医療行為を行う医師は利用者の声を聞きながら吟味することをお願いします。	1件	児童発達支援センターにつきましては、市長公約として設置の検討をしておりますので、皆様のご意見をお伺いしながら進めてまいります。
8	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置(P88)することについては、表面的に終わらず、月1回など定期的に顔を合わせ交流・相互理解・協議の場となるよう願います。	1件	連携を図る協議の場として、交流・相互理解が重要であるという認識の下、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
9	保育所等訪問支援(P88)についてですが、市の職員(STやOT)を保育所に派遣し、保育所で子供のみでSTやOTが受けられる仕組みを作って欲しい。	1件	保育所等訪問支援につきましては、児童発達支援センター設置の際に検討してまいります。
10	放課後等デイサービスについて、市独自の放課後等デイサービスを開設し、保育所の延長保育と同様に19時まで預かって欲しい。	1件	現在、市独自の放課後等デイサービスは行っておりませんが、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
11	障害児支援の提供体制の整備(P88)では、家族や兄弟児への支援が必要です。兄弟の障害児がい	1件	兄弟に障害児がいる児童の保育所や学童保育利用につきましては、考慮する要件の一つとなっております。

	る子たちの保育所入所や学童保育利用などを可能にして、保護者の自由時間を作り出すことも必要です。		
12	医療的ケアの必要な子のための短期入所施設等を、つくば市内に設置して欲しい。	1件	市単独では難しいため、現在、県に要望を行っており、今後も県と協議を行ってまいります。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	自立支援協議会の実施状況や地域の受け皿となる事業所数を記載して欲しい。	1件	「つくば市障害福祉計画」「つくば市障害児福祉計画」は、障害児者に対する障害福祉サービス等の提供に係る具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す計画です。国の「基本的指針」を踏まえ、サービスの見込量を定めています。
2	障害福祉計画は予算設定のために実際に支給されるサービスの量を設定するものです。サービスが問題なく使われ、計画の外にある様々な条件をクリアできるよう、具体的に何か動くことを期待します。	1件	P10記載のとおり、障害福祉計画の各サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量にかかわらず、必要なサービスを適正に提供します。
3	前計画と全く同じ文章があり、この計画をもとに3年間取り組むことを考えると担当課や委員会で本当に考察させているのか心許ないです。	1件	事業の継続性の観点からそうした記述をしている部分もあります。貴重な御意見として参考とさせていただきます。
4	障害者団体が優先的に使える会議室やホール等をつくば駅又は研究学園駅周辺に建設して欲しい。現在は、高額な料金を払いイーアスホールで開催している。	1件	本計画は、自立支援給付(P41)、障害児への福祉サービス及び地域生活支援事業について定めるものです。 貴重な御意見として参考とさせていただきます。

■ 修正の内容

○ 障害支援区分認定者の状況(P15) について

修正前	修正後
区分のみ	障害種別を追記

○ 今後の活動方針(P40) について

修正前	修正後
学校での命の教育の取り組みの充実が、期待とともに協力表明されています。	「学校での命の教育の取り組みの充実を期待するとともに、協力を表明された団体がありました。」と変更します。

○ 日中一時支援事業(P84) について

修正前	修正後
平成27年度実績値の実利用者数 215人	平成27年度実績値の実利用者数 247人